

第24回 国立市まちづくり審議会会議録

日 時 場 所 議 題	令和4年7月27日（水）午後 7時00分～午後8時45分 国立市役所3階 第1・2会議室 1 都営中高層住宅国立北三丁目団地新築工事に関する調整会について 2 （仮称）国立市中一丁目賃貸住宅計画新築工事に関する調整会について 3 審議会の運営について 4 その他
出席委員 （敬称略）	福井会長、観音委員、倉本委員、鶴田委員、田邊委員、渋谷委員、 田中（賢）委員、田中（友）委員、西村委員、大川委員、松本委員、水野委員
事 務 局	北村都市整備部長、町田都市計画課長、秋山指導係長、曾我主任、落合主事
傍 聴 者	1名

第24回 国立市まちづくり審議会

福井会長：皆さん、こんばんは。定刻になりましたので、ただいまから、第24回国立市まちづくり審議会を開催いたします。本日は御多忙のところ、御出席いただきまして誠にありがとうございます。

議事に入る場合に、市側を代表いたしまして、都市整備部長から御挨拶をいただきたいと思います。

事務局：こんばんは。都市整備部長の北村です。本日は御多忙のところ、第24回国立市まちづくり審議会にお越しいただきまして、誠にありがとうございます。日頃より国立市政に御協力いただきまして、本当にありがとうございます。

さて、本日の審議会につきましては、既に御案内させていただきましたとおり、議題1及び議題2といたしまして、「都営中高層住宅国立北三丁目団地新築工事」及び「(仮称)国立中一丁目賃貸住宅計画新築工事」につきまして、先日調整会が開催されましたので、御報告をさせていただきますことと、「(仮称)国立中一丁目賃貸住宅計画新築工事」につきましては、打切りの確認をさせていただきたいと考えております。

また、議題3といたしまして、まちづくり審議会の運営についてということで、来年度、用途見直しに伴い、まちづくり条例の改正が必要となりますことから、あわせて、まちづくり条例を運用する中で見えてきました様々な課題につきまして、条例改正も視野に入れて見直しを行っていきたいと考えております。本日はそれに先立ちまして、現状の課題につきまして、皆様から御忌憚のない御意見をいただけたらと考えております。

本日は、皆さんどうぞよろしくお願いします。

福井会長：どうもありがとうございました。

委員の出席でありますけれども、大木委員から都合により御欠席という御連絡をいただいております。それから、西村委員が少し遅れて来られるということでございます。

現時点で出席者11名ということで、したがって、条例第56条第5項の規定に基づいて、過半数に達しておりますので、これより会議を進めさせていただきます。

それでは、まず、事務局から資料の取扱いについて御説明がありますので、お願いいたします。

事務局：会議資料の取扱いに関する留意事項について、毎度のことになりますが、御説明させていただきます。

審議会の会議資料には個人情報や法人情報に近い内容が含まれている場合もあり、未決定の建築計画の図面を取り扱います。明らかな個人情報は黒塗りにさせていただきますが、基本的には会議の中だけで使用する資料となります。委員の皆様には、外部に会議資料の情報が流れないように資料の取扱いには十分御注意いただきたくお願い申し上げます。特に具体的な建築計画の資料は、その案件が終了しましたら破棄していただくようお願いいたします。

会議後、テーブルの上に資料を残していただければ、市で回収し破棄します。または、御自身でシュレッダーにより破棄してください。また、時折、メールで資料のデータをお送りすることもございます。その際のデータは、会議終了後に削除していただくように

お願いします。

以上です。

福井会長： ありがとうございます。よろしいですね。

本日の議題ですが、議題1が「都営団地国立北三丁目住宅新築工事に関する調整会について」、議題2が「（仮称）国立市中一丁目賃貸住宅新築工事に関する調整会について」、議題3が「審議会の運営について」、議題4が「その他」ということで、計4件を予定しております。終了時刻は20時半頃ということを予定しております。

それでは、事務局から本日の配付資料の確認をお願いいたします。

事務局： それでは、配付資料を確認させていただきます。配付資料につきましては、事前にお送りをさせていただきました。

初めに、開催通知になります。2枚目が議事日程。それから、3ページ目になりますけれども、資料一覧。

続いて、資料1として、都営中高層住宅国立北三丁目団地新築工事調整会に関する資料となります。続いて、資料2として、（仮称）国立市中一丁目賃貸住宅新築工事に関する調整会の資料となっております。それから、資料3として、まちづくり審議会の活動を取りまとめた資料となっております。

続きまして、当日配付資料について御案内をさせていただきます。机の上に置かせてもらいましたが、全部で、資料一覧と、それから資料1、2、3ということで3つございます。当日配付資料1として都営中高層住宅国立北三丁目団地新築工事に関する調整会。それから、当日配付資料2ということで、（仮称）国立市中一丁目賃貸住宅新築工事に関する調整会の議事要旨、及び答申、それから指導書となっております。それから、当日配布資料ということで、A4一枚のものですけれども、審議会の運営についてということになっております。

資料につきましては以上でございます。配付資料に不足等がございましたら御用意をさせていただきます。

以上でございます。

福井会長： 資料の不足などありませんでしょうか。よろしいでしょうか。

では、次に、本日の審議会の公開について確認させていただきます。個別具体的な議論をする際には部分的に非公開とすることも想定されますが、今回は非公開とする情報等は含まれておりませんので、公開する形で進めることで御異議ありませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

福井会長： ありがとうございます。異議なしということで、本日の審議会は公開とさせていただきます。

それでは、議題1「都営団地国立北三丁目住宅新築工事に関する調整会について」。それでは、事務局から資料の説明をお願いいたします。

事務局： それでは、資料の説明をさせていただきます。

本件は、国立北三丁目にある都営団地につきまして、北側住民が日影の影響の軽減を求めるということにつきまして、調整会が開催され、双方の合意が成立しましたので、そのことについての報告となります。

本件は、資料１と当日配付資料を用いて御説明させていただきます。本件は審議会にかかった案件ではございませんので、まず、事業の概略のほうを簡単に御説明させていただきます。

それでは、資料１の１ページと２ページを御覧ください。こちらが請求者からの調整会開催請求書の写しとなっております。後ほどまた説明しますので、一旦ここで飛ばします。

続きまして、３ページ目を御覧ください。こちらは案内図となっております。場所が北三丁目ということで、国分寺や立川との市境付近となっております。

続きまして、４ページを御覧ください。こちらが土地利用計画図です。築年数が約５０年となります１５棟の団地を解体して、新たに大きく３棟という形で建て替えるものとなっております。なお、敷地の東側のほうに１６、１７、１８号棟とございますけれども、こちらにつきましては、建てた時期が新しいということで、今回の計画には含まれておりません。

続きまして、５ページを御覧ください。こちらは平面図なんですけれども、今回の件、調整会の対象となりましたのが一番北側にありますＡ棟と呼ばれる建物になりまして、そちらの建物の最上階６階とＲ階の平面図を載せさせてもらっています。

続きまして、６ページ、７ページを御覧ください。こちらにつきましては建物の立面図という形となっております。

続きまして、８ページを御覧ください。こちらは建物の日影の図面となっております。

それでは、資料１ページにお戻りください。請求の経緯と趣旨を御説明させていただきます。本件は、令和２年１１月より大規模開発事業の手続を行っていた案件でございまして、令和３年９月から開発事業の手続に入りました。そうしたところ、令和４年４月１８日に請求者のほうから、事業者の日影の影響の軽減を処理してほしいということで話し合いをしているんだけど、なかなかうまくいかないということで、調整会の開催請求が出されました。

今度、引き続き、当日配付資料１を御覧ください。こちらが調整会の議事要旨になります。令和４年６月２７日に、福井会長、西村委員、鶴田委員の３名を調整会委員として調整会が開催されました。請求者からの要望につきましては、先ほど述べられたとおりでございまして、それに対して、事業者のほうからは、最上階の西側の２世帯ということで、これは先ほどの資料１の５ページなんですけれども、下側に６階平面図がございまして、その左側にあります２世帯につきましては、削ることができるということで事業者から回答が出されました。これを削ることで、冬至のときにおいて数十分程度の日影の改善が見込まれるということになります。

これに対しまして、請求者のほうからは、その提案を受け入れるということで両者合意となりまして、調整会のほうを終了させていただきました。

なお、調整会委員が計画内容とか経緯を確認する中で、請求者が、現状の建物の影が自宅に全く落ちないというふうに誤解していたこととか、あるいは、事業者が影の影響について説明不足と感じられる部分がございましたので、そちらについては、事業者丁寧に説明することを、御意向とは別に要望させていただき、終了となっております。

調整会の報告につきましては以上となります。

福井会長： ありがとうございます。

本件につきましては、両者合意の上終了ということでございますので、審議会への報告ということになります。請求者の方は、事業者の提案ですが、最上階の住戸を2つなくすということで納得してくださって、今後は当事者間で話を進めるということで合意を得ていますということです。

今、御説明があったとおり、誤解に基づいているものがありまして、実は、もともとの計画自体が、割と日照なりには配慮していて、環境はそれほど悪くならないという話だったように読めたんですが、それがきちんと伝わってなくて、新たに影がかかるというところに注目されて、なかなか話が進んでこなかったという経緯でございました。調整会の中で丁寧に確認をすることによって納得いただいたということでございます。

それでは、本件につきまして、御質問あるいは御意見のある委員は挙手をお願いいたします。大川委員。

大川委員： 調整会の請求をなさった方というのは、どこの方なんでしょうか。

事務局： 失礼しました。具体的なところまで述べるのはどうかと思うんですけども、資料1の4ページを御覧いただけますでしょうか。こちらのところに土地利用計画図が載っておりまして、この一番北側に計画建物A棟という建物がございまして、その北側のほうに、道路を挟んで少し戸建住宅が形成されているような区画があるかと思うんですけども、そちらの場所になっております。

大川委員： 三角形ですか。

事務局： そうですね。その三角形の中のどこかというところで御理解いただければと思います。

福井会長： よろしいでしょうか。

大川委員： 分かりました。それが分からないと日影の見方が分からない。

事務局： 失礼しました。

福井会長： ほかに御質問などございますでしょうか。よろしいですか。

では、報告書につきましては、本会の議事要旨に、表紙となる第33号様式というのが——今、資料にはないですね。これを添付して、審議会から市長に提出させていただきますので、御了承ください。それで事務局としてはよろしいですね。

事務局： はい、大丈夫です。

福井会長： では、報告書については、そのように対応することといたします。

では、議題1の「都営団地国立北三丁目住宅新築工事に関する調整会について」を終了いたします。

では、続きまして、議題2ですけれども、「（仮称）国立市中一丁目賃貸住宅新築工事に関する調整会について」です。こちらについても御説明をお願いいたします。

事務局： それでは、資料の説明をさせていただきます。

本件は、旧国立駅舎西側に計画されたJRの住居棟というのがございますけれども、こちらの建物について、北側住民が建物高さを緩和してほしい、下げてほしいということで、調整会が開催されました。ただ、調整会の調整の結果、両者の主張の隔たりが大きく、これ以上の調整会継続は難しいということで議事を終了しておりますので、そのこ

とについての報告と併せて、打切りの有無について確認をさせていただきたいということで、まちづくり条例第47条第7項に基づくものとなっております。

それでは、本件につきましては、資料2と当日配付資料2を用いて説明をさせていただきます。本件なんですけれども、昨年秋に、冬でしたかね、開催されました第21回まちづくり審議会において、諮問をさせていただき、既に答申をいただいておりますので、事業概要についてはさわり程度で御説明をさせていただきます。

まず、資料2を御覧ください。1ページ目が請求書となっておりますので、1ページ目から行きます。2ページ目が事業区域で、これは御存じのことと思いますので、説明は省略させていただきます。

続きまして、3ページ目です。こちらが土地利用計画図となります。再度の御説明になりますけれども、用途につきましては、敷地東側、今回建物が計画されている範囲のところが、基本的にはおおむね商業地域で、建蔽率が80%、容積率が500%。それから、西側の建物の一部、それから駐車場として利用する場所につきましては、建蔽率が80%、容積率が300%となっております。

まちづくり条例の中では、まず、先ほどの容積率500%となっている商業地域につきましては、高さの基準は設けていないということになっています。それから、近隣商業地域につきましては、31メートルという形になっています。

こちらの用地なんですけれども、現在、市の用地、所有となっておりますけれども、事業者が所有する旧国立駅舎の両脇の用地と交換を行い、交換後に、交換後の土地ということで事業者が集合住宅を計画するというものです。

4ページ、5ページを御覧ください。こちらは建物の立面図となっております。建物のほうが9階建てとなっております、高さが約31メートル、30.76ということと、それから、建物の用途としては、2階から9階が約120戸の集合住宅が入りまして、1階には、市の子育て施設が入るということで予定をしております。

続きまして、6ページを御覧ください。こちらが日影の図面となっております。なお、本計画は、以前にも審議会で答申をいただいて、市のほうで指導書を発行をさせてもらってしまして、今回調整にかかった計画というのは、既に変更された計画ではあるんですけれども、そこについて本日評価する場ではございませんので、その説明については省略させていただきます。計画そのものについては、前回の答申の中でも再度諮問をさせていただきたいというような形でいただいておりますので、後日、そのようにさせていただきたいと考えております。

続きまして、調整会に至る経緯を御説明させていただきます。本件は、令和3年12月22日に開催されました。先ほど21回と申し上げましたが、第22回ですね。第22回まちづくり審議会の答申を受けて、令和4年2月18日に指導書の交付を行っております。令和4年3月18日に開発事業事前協議書が提出され、近隣住民説明会や意見書・見解書を経て、令和4年6月21日に近隣住民より高さの緩和を調整項目とした調整会開催請求が出されました。請求書の写しが1ページ目に載っております、大きく3つ載っておりますけれども、基本的には、高さを下げてほしいということと、そこに付随して理由が書かれているというものとなっております。

続きまして、当日配付資料2を御覧ください。こちらは調整会議議事要旨になります。令和4年7月19日に、福井会長、大木委員、鶴田委員の3名を調整委員会委員として、調整会が開催されました。

調整会の内容なんですけれども、調整会では、まず、請求者より請求趣旨について説明がありまして、2点要求がございました。1点目が、請求書にも記載がありましたように、建物の高さを23メートルに緩和してほしいということ。その理由として、プライバシーであったり、圧迫感であったり、地域の分断ということが挙げられておりました。それから、2点目として、説明について、事業者から直接住民に行ってほしいということで、代理人からの説明であったこととか、住民と向き合った説明がされていないということで要求が出ていました。

それに対する事業者の見解として、もともと高さの基準がないところというところの中で周辺景観に配慮した中で、31メートル以下に抑えたという経緯があるというところの中で、今回の請求を受けて少しでも何かできないかということの検討をしたところ、高さについては、階高を調整して0.3メートル引き下げるであったり、プライバシー対策として、廊下の手すりガラスを不透明にするであったり、玄関前にルーバーを設置する、また、景観への調和として、上層部について明るい色彩とすることで圧迫感の軽減を行ったというような見解が示されました。

また、説明につきましても、事業者も出席の下で代理人が説明を行っており、説明内容については、十分協議した上で代理人が説明をしているということで見解が示されております。

その後、調整会委員から業者に対しまして、高さについて検討を業者に求めたんですけれども、20メートルから23メートルに高さを緩和してほしいという請求人と、詳細設計の中で数センチ単位の引下げというのは可能だけれども、1層レベルでの引下げについては対応しかねるという事業者の間で歩み寄りは見られませんでした。

そのため、調整会委員から、両者の主張の隔たりが大きく、歩み寄ることは難しいということで判断をし、その日の調整会の議事を終了し、打ち切りについては審議会で確認するということになりました。

なお、調整会で事業者が提案した内容につきましては、合意の有無に関わらず取り組んでほしいということで委員のほうから要望を出しております。

ということで、以上から本件の打ち切りの有無について確認をいただければと考えております。

説明は以上でございます。

福井会長： ありがとうございます。

資料については、当日配付資料の2のところに、調整会の要旨の後のところに、2月に発行した指導書の内容をつけていただいているということで、そちらも併せて御確認ください。

今御説明がありましたとおり、本件につきましては、請求者の方から高さを23メートルに下げてほしいという要望がありました。計画は31メートル。それに対して高さを30センチ、0.3メートル下げることとか、それから、プライバシーの上の配慮とし

て、材料を少し工夫するというようなことについて配慮はできるけれども、これ以上はできないということでございました。

請求者の方に少し妥協点はないかということについても議論はしたんですけれども、あくまでも高さ23メートルを求めるということでございましたので、調整不能となりました。調整会委員としては、これ以上の調整はできかねるということで、その会としては終了しております。

以前にも確認しておりますけれども、調整会を打ち切るという場合には、条例に従って審議会を開いて、この場で決定するということになっております。本件につきましては、御質問、御意見を伺った後で、採決で決定したいというふうに思っております。

それでは、本件につきまして御質問、御意見のある委員は挙手をお願いします。鶴田委員、お願いします。

鶴田委員： 私鶴田、今回、調整会に出席させていただきましたので、少し補足といいますか、させていただきたいと思います。

今回、開催請求者さんとの主張には随分隔たりがありまして、高さをかなり引き下げてほしいというような御主張でございました。その中で、我々調整委員といたしましては、なぜその高さを不安に思われているのかということ、プライバシーであるのか、日影のことが気になられるのか、それとも、圧迫感ということで低減を図っていけばよいのかということも御質問させていただきましたが、あまりそういったところの細かい、高さをただ引き下げるということではなくて、代替的な手法は取れないかという意味でお聞きをしましたが、そういったところはあまり明確なお答えがなくて、やはり高さに強いこだわりがあるというような御主張のように受け止められましたので、双方の妥協点というものは難しいというような結論に至ったというような経緯になっております。

意見といたしましては、少し私が気になりましたのは、調整会の中で、事業者さんからは、近隣の環境にも配慮をして31メートルという高さの事業計画になっているという御発言があったのに対して、請求者さんのほうは、建てられる高さいっぱい31メートルを事業者が計画しているんだというような御主張がありまして、そこに事実関係の認識に齟齬があったのかなというふうに思っております。

ですので、このような紛争が激化する前に、事業者さんからは、もう少し周辺市民の方には丁寧な御説明をされていれば、また違った見方もあったのかなというような感想を持ちました。

以上です。

福井会長： 御説明ありがとうございました。

高さのことにしましては、一応、丁寧に御説明したほうがいいですね。資料2の3ページに図面がございます。平面図です。下の中央辺りに用途地域の説明が書いてございますけれども、このラインより左側が近隣商業地域で、ここは31メートルの高さ制限がある。その線より右側は、容積500%になる商業地域なので、ここは国立市内では高さの制限がないということです。そちら側は高くしようと思えば高くなる。実際、近隣にもそれ以上の建物があるということでございますけれども、事業者の説明としては、31メートルの左側のほうに合わせて高さをそろえたというような御説明でした。

それが今鶴田委員が御指摘のように、目いっぱい建てるというふうに理解をされて、懸案になったということでございます。

では、御質問、御意見ございましたら、どうぞお願いいたします。大川委員、お願いします。

大川委員：この建物、審議会のときに話があったかと思うんですけれども、多分、請求者というのは線路の向こう側の方ですよ。具体的に言ってしまうと、長い建物の方かなというふうに思ったんですけれども、この審議会をやったときに、その長い建物を分譲した当時は、ここはまだ土地の交換がなくて、市の施設を計画してあって、それが23メートルじゃないですが、もっと低い建物の案があったというふうに伺っております。そうすると、北側の方が購入するときに、線路の向こう側の現在の計画はこういう計画がありますよという不動産的な説明があつて購入したのに、いつ変わったんだというような不信感というのがあったんじゃないかと勝手に想像しますけれども、そういうことがあり得るよということですよ。

ですから、交換した時点でこうなりましたというのが行き渡ってないといひますか、周知できてないというところから始まっているのかなという気がしました。調整会の内容、接点が見えないということに特に異議はありませんけれども、経緯としてそんなことがあったのかなというのは私としては感じられましたので、そんなようなことというのが根底にあったんでしょうか。そういう回答は、今、なかったというか、特に請求者からはなかったということみたいですが。すいません。想像域の話です。

福井会長：では、まず、私のほうから。

そういった発言は実際に調整会の中でございました。

大川委員：ありましたか。

福井会長：ありました。はい。もともとそうだったはずではないかということのお話はございました。それについて、この調整会には市の立場でも出席していただいているので、その件については説明していただいたという経緯がございます。

ということですが、市のほうから、事務局から何か追加の御説明はございますか。

事務局：北村です。

1個だけ、今の大川委員の、分譲されているとき、あそこが分譲されたのはいつでしたっけ。結構前……。

大川委員：結構前ですよ。

事務局：ですよ。そのときは駐車場になっていまして、多分、請求者の方が施設のことを言った計画が2017年ぐらいの計画になっていまして、それが、御記憶ある方もいらっしゃるかもしれない、公共施設で1層、2層でホールで、上が屋上緑化みたいな、それが計画段階では20メートルを切るような建物ではあったんです。

ただ、その前の計画がありまして、素案というんですか、それについては、あそこは定期借地権という形で設定して、民間の方にある程度建物を建てていただいて、その中で市が床を借りて公共施設を建てるという計画がありまして、ちょっと変遷があったというようなことをその際にちょっと御説明させていただいています。

実際、分譲のときは、まだ駐車場のときだったのかなと。ですので、全く何も建物がな

いような状態だったので、それを御覧になったのかなと思います。ただ、そうなったというところは、お考えとしてはあるのかな。

以上です。

福井会長 : 分譲時に低層の計画があって、それが条件として想定されていたかというのと、ちょっと時期的に合わないかもしれないということですね。

事務局 : そうです、はい。

福井会長 : そういったことで御理解いただけますか。入居後に計画が出て、そうだと思っていたら変わったという意味では同じかもしれません。そういった懸案があるということです。

ほかに御意見、御質問いかがでしょうか。よろしいですか。どうぞ、観音委員。

観音委員 : 議事要旨の2番ですかね。23メートルに緩和してほしいというところ。これは高さもさることながら、こういう連続性のあるものとしていただきたいと。商業棟と住宅棟は同じJR東日本グループであり、これは経営主体も違うんでしょうけれども、それは別にして、一般的には同じ事案だと思ってしまうと思うので、そういうものが同時にできる場合に、1つの町並み形成というふうに考えると、高さももちろんですけども、壁面線とか、もちろん素材とか色彩についても同じですが、そういったものを排除しているというような図面とか説明があんまりないような気がします。

ですから、平面図でも、あるいは立面図でも、JRの商業棟も含めた絵が提示されると大変分かりやすいんじゃないかなと。この絵だけですと片一方しか見えませんので、ちょっと判断しにくいんですが、高さ31メートルがそれほど高いかどうか分かりませんが、23メートルと段違がつくような感じになるのは、あまり面白くないのかなという気はします。

そういう意味で、町並みを説明するような説明資料、図面とかパースとかそういうものがあるとさらに分かりやすいかなと思います。

以上です。

福井会長 : ありがとうございます。

この点、我々も連続性という点では、大規模のときにも、特に低層部については連続性を持たせるということで議論しようと思っております。この連続性についてということで、我々からすると、壁面とか、こういう観点というのはあるんですけども、確認をしたところ、請求者としては、高さの連続性というところに絞って議論されていらっしゃいましたので、その点でなかなか調整がつかなかったということでございますので、調整会としてはそういうことだということを。

観音委員 : 利害関係者としては、興味の対象はそうでしょうけれども。

福井会長 : そうです。

観音委員 : 我々、良好な景観を云々する立場としては、町並みの形成という観点からぜひ考えてほしい。

福井会長 : ですから、それについては大規模のときに議論しましたよねという確認をさせていただきました。

観音委員 : 下のほうはそうですけど、全体もですね。

福井会長 : これは調整会のお話ですので、議論としては、請求者さんの論点に従わざるを得ないとい

うことで、そこは御理解いただければ、御指摘についてはよく分かりました。その点はまさにそのとおりだと思います。

鶴田委員、そういう理解でよろしいですね。高さについて。

鶴田委員 : はい。

福井会長 : そのほか御質問、御意見ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、本件調整会の打ち切りについて採決を行いたいと思います。打ち切りについて賛成の方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

福井会長 : では、挙手多数となりましたので、本件については打ち切りといたします。ありがとうございました。

報告書につきましては、今回の議事要旨に表紙となる第33号様式を添付して、審議会から市長に提出させていただきますので、御了承ください。事務局としては、それによろしいですね。

事務局 : はい、大丈夫です。

福井会長 : それでは、そのように対応いたします。

以上で、議題2の「調整会打ち切りについて」を終了いたします。ありがとうございました。

続きまして、議題3「まちづくり委員会の運営について」ということでございます。それでは、事務局から資料の説明をお願いいたします。

事務局 : すいません。本件、先に趣旨説明をさせていただいて、その後に資料説明といただきたいんですけども、よろしいでしょうか。

福井会長 : はい。じゃあ、そのようにお願いいたします。

事務局 : それでは、趣旨説明をさせていただきます。

まちづくり条例が平成28年10月に施行をされたんですけども、5年以上経過してきた中で、様々な課題というのが見えてきましたので、今回、条例とか規則について見直しをする時期に来ているのではないかということで考えております。今後、市のほうで改正案というものを検討していきたいというふうに考えておるんですけども、今回、それに先立ちまして、少し大卒のところで皆様に御意見をいただけないかということで、この件について会長のほうに相談をさせていただきました。

そうしたところ、会長から、もちろんその件について意見を言うということとはできるけれども、5年以上審議会をやってきた中で我々としてもいろいろ思うところがあるということで、そのために、単に課題に思われたことについて意見を述べるということだけでなく、一旦、我々の今までの活動を振り返りをさせていただいて、その中で明らかになった課題というものを我々の思いと併せて述べていくことができないのかということでお話、そのまとめ方として、できたら文書化したいということで御提案をいただいております。

事務局としては、条例の改正案の検討に先立ちまして、皆様から御意見をいただけるということであれば、形は問うものではないかと思いましたので、問題ないのではないかとこの形で考えておるところでございます。

以上です。

福井会長 : ありがとうございました。

まず、趣旨の御説明をいただいたんですけれども、確認ですが、条例の見直しについては、どのくらいのタイムスケジュールですか。

事務局 : おおむね1年かからないぐらいで行いたいというふうに考えております。

福井会長 : 来年の3月議会と6月……。

事務局 : 3月とか、あるいは、遅くてもその次ぐらい。

福井会長 : そのぐらいの感じですね。ということでございました。

様々、我々も大分いろいろな思い、議論をしてきて、いろいろな課題解決ができるように改正をしたいということでございますけれども、その検討に先立って、審議会としても議論していただきたいということで、先ほど御説明のあったとおり、少し事前に意見交換させていただきました。

私自身も、多分、委員の皆さん方も、この審議会とか調整会をやっていく中で、様々ないろいろな問題があるということについては感じていらっしゃると思うんですけれども、特に開発案件の審議を行う中で、まちづくり条例と現実の乖離とか、あるいは、都市計画に設定されている数値と市民の方々の思いの乖離ということがございます。

それから、特に調整会がここのところ続いておりますけれども、今の生活環境、町並みというものがずっと続くということを前提にしていらっしゃる市民の皆さん、請求者の方と、財産を有し、当然の権利として事業を計画していく事業者の方の間に認識の違いが出てくるというようなことに直面したときに、我々としても、皆さんとしても、もどかしさを覚える。このままじゃまずいというようなことを思うこともあったんじゃないというふうに思っています。

会長という立場がありますので、何かできることはないかということで少し考えましたし、これまでも終了後に少し言語化なんかはしてきたんですけれども、条例とこの審議ができて5年経過ということですので、今までの活動を取りまとめた上で、その中で明らかな課題といったことを、我々の考えとか思いも含めて文書にまとめるということで市の求めに応じたいと思っていると、きちんと、よりよい結果に進むような形での意見を出したいということで事務局と相談した結果、こういう場にさせていただいたということでございます。

もちろん審議会として行うので、私の一存だけで行うことはできませんので、皆さんに御意見をいただいて、確認を取りたいと思っております。今までの審議会の活動をまとめて、その中で明らかになった課題、ないしは考える解決策について述べるということについて、文書としてまとめたいというふうに私は思っているんですが、その点、皆さんいかがでしょうか。

事務局 : 会長、すいません。

福井会長 : すいません。まず、事務局から。

事務局 : すいません。先に事務局から。その確認を取る前に、1つやっていただきたい、お願いしたいということで、先に、このまとめの位置づけについて明確にしておいたほうがよろしいのかなというふうに考えております。

福井会長 : 分かりました。

基本的に、まちづくり審議会。審議会ですので、条例上の位置づけに従って活動していますが、この話がどうなるかということをやっと整理しておかないと、話が大きくなり過ぎてしまうことになるので、それについて整理していただけますか。

事務局 : まず、条例上の審議会の役割でございますけれども、まちづくり条例第55条に規定がございます、大きく4つございます。1つ目がまちづくりの推進に関する事項、2つ目が大規模開発事業に関する事項、3つ目が開発事業に関する事項、それから4つ目が調整会の開催に関する事項ということで、それら4つに関して審議をするということになっております。

本件につきましては、1番目のまちづくりの推進に関する事項という形で考えられるんですけども、今回の趣旨としては、条例改正をこれからしていきますという予告をさせていただいた中で、大枠として御意見をいただけませんかというところですので、諮問をさせていただくようなそういうものではないと考えております。

また、審議会によっては建議が認められているということがございますけれども、当審議会においては、そのような権限がないということでございます。

以上でございます。

福井会長 : 分かりました。ですので、今後、条例改正をするということは今日お示しいただきましたけれども、それに先立って、内容の検討について意見が欲しいということではございますが、いつもやっているように、諮問があって答申があるというような立てつけが多いんですけども、今回、答申までは示さなくてよい。そこまで行かないぐらいの位置づけにしておきたいということです。

それから、最後に御説明がありましたけれども、違う自治体では審議会が建議をする、言われてないことを、頼まれないことを言う、そういうものを持っている自治体の審議会もあるんですけども、この審議会については、それが規定にないということなので、それはちょっと難しいということでした。

ですから、まとめるのについては、あくまでも、条例改正の方法に対して我々は見解を整理して、自主的にまちづくり条例の課題をまとめていく。その中に我々のこれまでの活動を踏まえた思いを込めるということであれば、審議会の今の規定の中でできることだという、そういうふうに整理していただくことでよろしいですね。

事務局 : はい。

福井会長 : ですので、いろいろな意見を伺うと、いろいろなことがあるんですけども、あまり大きくなり過ぎ、議論してはいいんですが、最終的に言えることの範囲というのは少し整理しなきゃいけないと思っていますので、条例の枠組みの中でできることをしたいというふうに思っております。

それでよろしいですね。

事務局 : はい。そのように考えていただければと思います。

福井会長 : ですので、これについて皆さんから御意見、御質問をいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。急に大きい話で、少し戸惑っていらっしゃるかもしれませんけれども。

私のほうから。ここで何かまとめたときに、紙になるわけですけども、それはどうい

うふうに扱っていただくことになりますか。

事務局 : まず、今回、条例改正のところで御意見いただきたいということがございますので、今まで5年を経過した中で、その活動を取りまとめた上で課題を明らかにしていただけるということであれば、その内容というのは、市の今後の条例改正の中で生かしていくことができるのではないかとこのふうを考えています。

福井会長 : ということですが、いかがでしょう。どうぞ西村委員。

西村委員 : それはどこら辺に該当するのか分からないんですけれども。例えば、この審議会自体は、条例でこういう、ここに集まってやらなきゃいけないんですよね。ウェブでやったりしていけないですか。

事務局 : そこについては明記されておりませんので、もし今回そういうことが1つ意見としてあれば、それも検討材料としては考えられるかと思います。

西村委員 : それが1つと、もう一個は、僕が調整会に幾つか出ていて、市民の多くの方が、審議会に出ていた人が何で調整会に出ていると言われるのが一番、市民の方にとって味方だと思っていたのに味方じゃないのみたいな感じになってしまうのもどうかなと思うので、そこをどうしたらいいのか、逆に、僕も答えはないんですけれども、何か方法を考えないと、せっかく審議会に出ているいろいろな意見をもっているんだけど、調整会に出た途端、意見が言えなくなって、役割が微妙な立場に巻き込まれちゃうというか、そこをどうしたらいいかというのを検討していただきたいと思います。

福井会長 : それは具体的な中身の話になりますので、取りあえず、まず最初に、まだ資料も説明していただけないので、まず、文書としてまとめて市のほうにお出しすることについては、特に御異議ないですか。

(「異議なし」の声あり)

福井会長 : ありがとうございます。じゃあ、そういった形で進めたいと思いますので、今の西村委員の中身に入った発言がございましたけれども、その辺も含めて、引き続き資料説明していただくことは可能ですか。

事務局 : はい。その前に、1つ、今のやり取りの中で、また後でもいいのかもしれないんですけれども、補足としては、いろいろ御意見をいただきたいと思っているんですが、当然、改正できるものとできないものがあるので、いただいた中で、これはやるけれども、これは今後の課題としたいとか、あるいは、これについては今回難しいのでやらないとか、あるいは運用の中でそれを改善していくとか、そういったことがあるということはあらかじめ御理解いただければと思います。

福井会長 : それは調整会と一緒にですね。請求はするけれども、どこまでできるかは、また、できることとできないことと整理して。どうするかという対応については、当然、後で報告していただくとしても、まずは意見としていただく。言いたいことが全部通るわけではないかもしれないということですね。

事務局 : そうですね。そこは、御意見は御自由にいただきたいんですけれども、全部はできないかもしれない。

福井会長 : ただ、問題の根底にあることとか方向性については議論しなきゃいけないので、できることだけ言うということじゃなくてでもいいと思うんですね。課題がどうなっているかとい

うことで、こうすべきというのはした上で、じゃあどうなるのかということについては、市のほうでも、委員の方でも検討いただいて、将来的な課題にすることもあるでしょうけれども、そんな形でやっていきたいということによろしいですね。

大川委員 : ちょっと質問。

福井会長 : どうぞ、大川委員。

大川委員 : 意見を言った後の条例の見直しの手続の順序というのはどのようになっていくのか、把握していませんので。見直し案を提示します。その後、開示するんですか。それとも…

事務局 : 進め方についても、まだ検討をしなければいけないところがあるんですけども、まず、市のほうで改正案というのをつくりまして、大きな流れで行くと、改正案をつくって、それを議会のほうに諮ってという形になるんです。その前のところで、条例の改正の内容についてなどを外に出していくことについては、例えば、パブコメという方法もあるかもしれないし、あるいは説明会という方法もあるかもしれないのと、そこにつきましてはまだ決まっていらないんですけども、何らかの形で情報発信をしていく必要があるというふうに考えております。

議会承認が、議会で可決をされましたらば、そのどこかのタイミングで条例が施行されるという形です。

大川委員 : ちょっと意見なんですけれども、ぜひそういうパブコメみたいなのをやっていただいて、見直し案に意見が言えるような場をつくっていただきたいというふうに思います。

福井会長 : ありがとうございます。それはこの委員だけではなくて、市民全体ということですよ

ね。

大川委員 : そうです。

福井会長 : ぜひそれはお願いしたいと思います。

それでは、よろしいですか。全体の話としては。

具体的中身のほうに入っていこうと思いますが、まずは、事務局から資料の説明をしていただくということで、お願いいたします。

事務局 : それでは、資料説明させていただきます。

まず、当日配布資料3を御覧ください。こちらは、いろいろ御議論をいただきたいと思っているんですけども、漠然と議論を行ってもどうかと思いましたので、今回、課題整理に当たりまして、大きくこちら4つに分類をさせていただきました。この4つで一応分けさせてもらっていますし、先ほどもお話がありましたように、条例として改正できるかできないかという議論は当然あるかと思うんですけども、そこに関わらず御意見をいただければと考えております。簡単に御説明をさせていただきます。

大きな項目の1つ目として審議会の運営について、2つ目ということで調整会の運営について、3つ目が事例から考えられるまちづくりの課題について、それから、4つ目がまちづくり活動の支援についてということになっております。

順番に御説明をさせていただきます。まず、大きな1番目の審議会の運営についてですけども、こちらにつきましては、皆様の審議会活動において感じられることについて御意見をいただければよいかなと考えております。市としては、キーワードとして書

かせてもらったんですけれども、小委員会等の小回りの利く組織の検討というのが必要なんじゃないかというふうに考えているところがあるということと、それから、以前も御議論はいただいたんですけれども、利益相反につきまして、範囲とか確認方法というのをどうするかということも議論してもらってもいいのかなと思います。

それから、西村委員から先ほど近い意見がありましたけれども、対面の開催が難しい場合の開催の規定の整備なんていうのも検討があってもいいのかなということで載せさせております。もちろん、これ以外のことについても、御意見があればいただきたいと思います。

それから、大きな2番目、調整会の運営についてです。こちらはいろいろあるんですけれども、例えば、請求者が素人であるということを前提に考えたときに、何らか少し支援というものがあってもいいのかなというふうに記載をしております。

それから、2つ目、打ちりの確認ということで、調整会の打ちりは、条例に従い審議会で行っているんですけれども、そうすることによって、調整会がその場でもう終わりなのか、今後あるのかという、その終了がよく出席者、請求者はよく分からないということでちょっと誤解されるようなことがありましたので、こちらにつきましては何らか改善を行ったほうがよいかなというふうに考えております。

それから、3番目の出席者ということなんですけれども、こちらは2つありまして、1つ、市の出席について、再考の余地があるのではないかと考えております。結局、調整の場に事務局のほかに市が出席するんですけれども、そうすることによって貴重な当事者間の調整の場が、市とのやり取りに時間を費やすみたいな状況が過去の調整会の中で多々ございましたので、そうすると、結果、そこに時間を取られて、合意形成のために図りたかったのに、その調整が十分されなかったというふうに請求者に限らないですけれども、十分な合意が図れなかったということで、出席者の不満につながっているのではないかなというふうに考えました。計画内容の説明とか法令の立てつけの話は、当然、事務局でも対応可能ですので、こちらについては、そういう整理というものがよいのかなというふうに考えております。

それから、調整会委員の出席ということなんですけれども、現在、調整会委員につきましては、全員出席の下で開催をしておるんですけれども、実は開催につきましては、委員さんの出席要件の規定がないんです。そうすると、例えば、想定外の事態で、委員さんの一部が急遽出席ができなくなったといったときに、開催できるのかできないという判断がつかないという状態になりますので、ここについて、例えば、他市のように、過半数の調整会委員がいれば開催できるというような規定があってもいいのかなというふうに考えております。

それから、大きな3番目ということで、事例から考えられるまちづくりの課題についてです。恐らく、様々な課題がありまして、そちらにつきましては、皆様からいろいろ意見をいただいてもいいんですけれども、一応、まちづくり条例の中で解決策としては、1つ地区まちづくり計画というものがあるのかなということで載せさせていただいております。しかしながら、実はこの地区まちづくり計画につきましては、条例施行後、相談は2件ほどあったんですけれども、実績としてはゼロということがありまして、この辺

りにつきましても御意見をいただければと思います。

それから、大きな4番目ということで、まちづくり活動の支援についてです。こちらは、まちづくりとか、あるいは条例というところでの啓発活動や運用の問題、それから、あるいは、アドバイザー制度がまちづくり条例の中ではないので、そういったことももし御意見があれば、1つ検討することができるのかなというふうに考えております。というのが資料3の説明になります。

それと、なかなかこれだけだと議論ができないかなと思いましたが、事前に配付させていただいた資料3なんですけれども、こちらに、今までまちづくり審議会の中でどんな活動を行ってきたのかということで、審議会の開催日と議題、それから、ページの後ろのほうになりますけれども、こちらに今まで開催されました調整会の開催日時と請求理由のほうを掲載させていただいておりますので、議論の参考としていただければと思います。

事務局からは以上となります。

福井会長 : ありがとうございます。

この議論の進め方ですけれども、今回だけでまとめるというのは難しいと思いますので、今回ともう一回ぐらい、もう一回やって取りまとめたいと思っております。

今日は、資料3、これまでの24回の審議会の中身と、それから調整会が5件ということで、それについての取りまとめをしたのが資料3。それから、当日配布資料は、事務局のほうで論点をまとめていただいて、その整理の基本になるようなキーワードを出していただきましたけれども、これをもとに皆様からとにかくたくさん意見をいただくということで進めたいと思っております。

1個1個確認すると、結局この中だけになってしまっていて、これからこういう議論がなくなってしまう可能性があるので、当日配布資料3は横目で見えていただいて、これを念頭に置きながら御意見いただくということで、自由に発言していただければというふうに思っております。ということですので、思いの丈を吐き出していただくという感じになろうかと思えます。

では、発言をお願いいたします。どなたからでも結構です。どうぞ。

松本委員 : 早速なんですけれども、当日配布資料3から。御質問というのは、一番下に大きい4のアドバイザーというのが挙げていただいたんですけれども、私は具体的にこれがどういったイメージなのか分からないので、何かイメージを御説明いただけないでしょうか。

事務局 : お答えをさせていただきます。

漠然としているところではあるんですけれども、例えば、地域のまちづくりについて進めていきたいという地元住民がいらっしゃったとして、そこについて具体的にどう進めていったらいいのかとか、あるいは、合意形成をどうしたらいいのかということについて、もちろん市のほうでもアドバイスということはできるかと思うんですけれども、なかなか本質的なところでの話ができないというか、我々はどうしても条例に縛られますので、その範囲の中での説明になってしまうんですが、例えば、専門家の方、建築士でもいいですし、都市計画的なことを専門にされている方でもいいんですけれども、そういった方をアドバイザーとしてついでにいただいて一緒に進めていくというような形の制

度があれば、より地域の人たちが、やっぱり専門的なことは分からないので、そこをどうしたらいいんですかと気軽に相談できるような、そういう方が、そういう立ち位置としてアドバイザーというものがあってもいいのかなと思って記載をさせていただきました。

実は、まちづくり条例としては、ここに書いたんですけれども、景観のほうでも似たような考え方を持っていて、実は市の景観づくり基本計画の中では、景観アドバイザーについて検討していきますということがありますので、両方つくる必要はないと思っていますんですけれども、そういった制度というものがあってもいいのではないかというふうに考えています。

松本委員 : ありがとうございます。分かりました。

福井会長 : 個別のそれぞれの市内の事業に関して、市が派遣紹介できる専門家という意味ですね。

事務局 : はい、さようでございます。

福井会長 : ありがとうございます。西村委員。

西村委員 : 僕、それを市から派遣という形でやってしまうと、その人が背負うものが大きいのと、力を持ってしまうので、微妙だなと思って見えています。例えば、そういうデザインとかのことにに関して、その人が一個人とか建築士が言っている意見ではなくなってしまうので、本来はそれは、市からこういう人がいますよというのを紹介していただいて、業務としてその人の責任でやるべきなのかなというふうに思うんです。

もっと、3人ぐらいの委員が集まって、それに意見を聞きに行きたいとか、例えば、この審議会に来ていただいて相談を受けたいぐらいだったらいいような気がするんですけれども、プロジェクトに携わるとなると、ちょっと……。

福井会長 : どうですか。

事務局 : そういうことも含めて、いろいろ本日は意見をいただければと思います。

福井会長 : 景観法に基づく景観整備機構。地域の建築士会とかがやる辺りです。そういうのをちゃんと設定するのだと、またそれはそれでありだし、そうじゃないやつもあるということですね。だから、アドバイザーもいろいろな位置づけがあるということですね。

西村委員 : どうしてもそのアドバイザーが決めざるを得ないみたいなのが出てきてしまうか、もうお願いしますよとなってしまいます。その人が決めたことが、例えば、1人の意見としてデザインを決めていって、じゃあ審議会に来たらひっくり返ってしまうとか。

福井会長 : それが怖いですね。

西村委員 : そういうことにならないようにしないと、そもそも審議委員の信用も失うような。

福井会長 : 大川委員。

大川委員 : 今、西村委員が言ったようなことはあると思うんですけれども、まず、取っかかりとして、一般の建築あるいは都市計画に詳しくない人にアドバイスするという形、多分、区部のほうでも、都市計画アドバイザー制度、そういったので名前を登録して派遣するというようなことがあると思うんです。それで、ここで言うと3のまちづくり計画をやったらいいいんじゃないですかというような話もありますけれども、これをやるにしたって、そんなにすぐにできる話ではないので、じゃあ、まず協議会をつくりましょうとかそういう話になったときに、その協議会をつくるためのアドバイザーみたいな話になってく

るというような形。

それに関しては、いろいろな意見を取りまとめる役、コーディネーター的な役目というのはあると思うんですね。その中で、地区の人たちが自分たちの意見に近いという方がいたら、それは別途、その方に依頼をして業務としてやっていただくというような立てつけにしていけば、立ち位置というのがはっきりしていくのかなというふうに思います。

取っかかりとしての市からの派遣制度というのはあってもいいんじゃないかなというふうに思います。その場合、その業務に関しては、市から費用が出るとかそういうようなことかなというふうに思うんですけども。

多分、区部なんかにはいろいろな制度がありますので、そういったのを勉強するといいいかなというふうに思います。

福井会長 : そうですね。いろいろな自治体で事例があると思います。何かその辺は事前に情報収集とかされていますか。

事務局 : 今はまだ情報を集めているところで、実は、これかなというところまでまだヒットしていないというところです。

福井会長 : 既に実績があるところへ、どういう課題があって、どういうふうに対応しているのかということを含めて、ぜひヒアリングを含めてやっていただきたいと思います。

アドバイザーと言え、田邊先生、どうですか。

田邊委員 : 私はあくまで専門分野の色とか広告物とかいう立場ですけども、国立市の場合、その段階でないところで紛争になってしまう例が非常に大きいので、具体的な事業とかデザインのアドバイスというよりは、その前段の都市計画とかまちづくりに当たっての大まかな取りまとめとかそういうところに力を置いたほうがいいのかというふうに思います。

この審議会に出ていて、私はあまり役に立ってないなといつも思っていますので、色の問題じゃないとはっきり言われてしまうことが結構多いので、そういう意味で言うと、もう少し風上のところの調整をできる方が多くいらっしゃる方がいいかなという気がしました。

福井会長 : どうぞ。

西村委員 : そういうのは委員がやらなきゃいけない内容なのかな。専門委員じゃなくても……。

田邊委員 : それはそうです。

西村委員 : 事務局がやればいい話なので。もっと踏み込んだ内容を多分相談したいと出てきたときに。

福井会長 : そうですね。多分、実際に多いんですけども、こういう審議会は、最上位的なところがあって、それとは別に登録した専門家がいてというようなケースもあるので、ここに、我々が全部あちこちに出張していったら何かするとなると、これは話がどんどん重くなってしまうので、そうじゃないことがあるだろうと思います。

西村委員 : 実際対応できなくなる。

福井会長 : そうですね。倉本さん。

倉本委員 : 令和2年から3年の団地建て替え事業では、雑木林やビオトープの面倒を見てくれと

いうか、その後の管理をずっと一緒にやってくれという要望が事業者からありましたよね。雑木林は15年サイクルなので、15年関わらなきゃいけないので、個人では無理なんです。そういう人材を市で確保していて、全く切れてしまわないようなやり方をしていく必要があるんじゃないかと思います。

福井会長：そうですね。そのときの瞬間的なアドバイスじゃなくて、ずっと継続的に見ていくという話は当然重要です。ありがとうございます。それも大事にしていく。

大川委員。

大川委員：特にアドバイザー制度というのは、こういう審議会で決定するとか何とかという話ではなくて、そういう専門知識を持っている方を登録して、希望する人は登録して、その中から派遣するという形になるんじゃないかと思います。ですから、そこから年代がずっと長い年月になっていけば、次の方、次の方という形に受け渡していくというような形で対応していくのかなという気がします。

福井会長：ありがとうございます。大分具体的な立てつけの話になってきました。それがあちこちでやっていくしかないかな。ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。田邊委員。

田邊委員：これまでのまちづくり審議会の活動の経緯を見ると、前半の部分は比較的、景観基本計画の改訂とか景観基本計画の策定のようなところに議論の機会があったんですけども、後半はほとんど個別の審査ですとか個別の調整に係る会議になってしまっていて、まちづくり審議会と言いつつ、まちづくりについてはほとんど機能していなくて、その機会は今回だと思えるんですけども、そういう個別の案件の審査とか評価と別に、ちゃんと1本柱を持っていたほうがいいのかないかなというふうに思います。

そういう意味で言うと、今、このメモには小委員会、専門委員会とありますけれども、個別物件を扱うグループと、全体でもう少し大きな枠組みのまちづくりについて議論する機会というのを持つような役割分担というのもあったほうがいいのかないと思います。

あと、もう一つは、多くの場合、近隣で事業が始まって初めて、現状の都市計画の枠組みを近隣の方が知ることになっているかと思うんですけども、今確認すると、まちづくり条例の中には高さの基準値という付録がついていて、こういうものは全然オープンになっているように見えないですね。

例えば、そういうことが重要であれば、市役所に大きくどんと貼ってあるとか、目に見えるような形でふだんから、お住まい方が自分の地域の都市計画がどうなっているかというのを意識できるような、都市計画の情報をもう少し分かりやすく見えるように、それを常に意識できるような形というのを取っていただくのがあるのかないかなということもあります。

今回調整会に係っている意見を見ると、住民と事業者さんの調整というよりは、個別の住民と事業者さんの調整のようになっていて、この審議会に係る案件に関しても、明らかにこれは事業者側で譲歩が必要だと思われるものと、かなり過大な条件を突きつけられていて、正直、事業者が気の毒だなと思うような案件とあるわけですけども、調整会の開催に至るプロセスの中で、もうちょっとその前段の客観的にこれは調整会の開催に値するのかなとかというような評価もあるべきかなと。

私は都心に住んでいるので、ちょっと奇異に感じるんですよ。多分、個別の方の強い主張で、1人だから無視していいというわけではないんですけども、かなり引きずり回されているなというような印象のある案件も過去ありましたので、その辺り、どうしたらいいか具体的に案があるわけではないですが、検討していく必要があるのかなというふうに私は感じました。

福井会長：ありがとうございます。

主に3点ですね。最初に、全体を大きく見る会と個別案件を見る会というのは、少し違う組織があるんじゃないか。これはほかの自治体もやっていますね。

それから、今、国立市がどうなる可能性があるのかというような情報が十分に市民の皆さんに伝わっていないことについては、ちゃんとそれはお知らせするようなものが必要じゃないか。

3つ目は調整会の話で、どういうものを議論するのかということについて、なかなか難しいんですけども、どうしてもなかなか悩ましいものもあるので、その取扱いをどうするかということについて、少し議論したいということだと思います。ありがとうございました。

どうぞ。

西村委員：2番目の知らせるという意味で言うと、高さがこうなっているという情報を出されても、はてなということになると思うんです。その高さが決められていることによって、どんなことが問題として起き得るかみたいなのを示してあげるといいと思うので。だから、調整会で出てきたような案件を、こんなことが起きましたよというのを出すのが一番、じゃあうちもこんなことが起きるのかとか、そういうふうに思ってもらえるような出し方にすれば、皆さんちゃんと見てくれるんじゃないかなと思いました。

そういう個別案件を出していいのかちょっと分からないですけども。極端に言うと、この間のやつみたいに、商業地域と一低層がぶつかっているんで、ここはトラブルだらけですみたいなことも本当は出せば一番いいんですが。

福井会長：調整会でやったやつを生々しく出すのはなかなか難しいかもしれませんが。どう出しますかね。市からここは危ないぜと言うのは何かおかしい。

田邊委員：地区まちづくり計画を頑張ってつくりましょうという流れの中で、そういう可能性もあるし、これまでそういう紛争も起きているということを知らせることはできないですかね。

西村委員：そういうので知らせないと、情報だけもらっても多分料理できないかと。

田邊委員：そうですね。

福井会長：うまくストーリーを組み立てるしかないですよ。こんなことがあり得ますみたいな。

西村委員：今はたまたま、調整会は、先ほどおっしゃったように、一個人的な人と企業だからいいんですけども、企業に依頼している個人が今後出てくるんじゃないかなというのをちょっと懸念していて、そうなったとき、市民と市民の激突じゃなくて、その前に何かもうちょっと方法を考えないと、今、一方的に市民の方が会社なり団体にぶつかるみたいな構図なので、まだいいんですけど、そこがですかね。

福井会長：それを避けようと思うと、財産を活用したい方は、自分で持つんじゃなくて、デベロッ

パーに売って、デベロッパーさんと、事業者さんとその周辺の方でもめるわけですが、そうすると、どんどん国立市の地主さんは会社になっていってしまっていて、まずいですよね。やっぱり市民の方が自分たちの土地だと思って守っていくというところが抜けていくと、どんどん企業の経済論理だけで町ができていき、守ろう、商品価値と言葉を使うかもしれませんが、長い期間の話じゃなくて、短期間に売れるか売れないかという話だけで行ってしまっていて、今の国立の良さがなくなってしまうという、そういうことだと。

西村委員：　そういう部分が加速してしまうような気がするんです。

福井会長：　ちょっと悩ましいですね。やっぱり架空の例じゃないですけど、いろいろ危ないことがあるぞという広報の仕方をしなきゃいけない。出し方は難しいですけど。ありがとうございます。

ほかに加えても結構です、別のことで結構ですが、いかがでしょうか。観音委員、お願いします。

観音委員：　具体的な意見というよりは、事務局、市のほうで用意していただければということなんですが、こういう議論を進めるための参考として、他の市町村、あるいは区でもいいと思います。そういったところのまちづくり条例がどうなっているかとか、あるいは、アドバイザー制度があるかとか、そういった事例を一覧表のようなものがあると、大変我々が考えていく参考になるんじゃないかなと思うので、大変御苦労ですが、そういう資料を、事例集でもいいんですが、御用意いただけるとありがたいなと思います。

福井会長：　ありがとうございます。

事務局：　御意見ありがとうございます。おっしゃるとおりだと思いますので、これからということもあるので、何となく調べているところはあるんですけども、今、体系的に調べてはいないところでございますが、今日いただきましたので、可能な範囲で資料のほうは御用意させていただきたいと思います。

福井会長：　今日いろいろな論点が出てくると思うので、フルメニューでというよりは、ここで課題があったことに対して対応できているような自治体がどういうところがあって、どういう制度なのかということを中心的にやっていただくほうがいいのかと思いますので、それはぜひお願いします。

観音委員：　国立と大分事情は違うんですけども、鎌倉市とかああいったところは、すごく積極的にまちづくりをやっていますので、そういうところからも、ちょっと遠いですが、取り寄せられるといいんじゃないかなと思います。

福井会長：　ありがとうございました。田中委員。

田中（友）委員：　話はちょっと変わってしまうんですけども、何となく今、審議会の話の中で、僕らが出すじゃないですか。それに対する回答というのが見えてこない。例えば、今のＪＲの先ほど調整会でやったものも、私どもが言いました、多分、何かしらの改善がされているのかどうかは私どもには分からない。

その辺を、ここに書面開催という文言があると思うんですけども、これはオンラインなのか、全員が集まらなくても、例えば、どこかにあるものを見てオーケーという、もっとこうしてほしい、意見を出せるような中でウェブサイト上のグループだとか、何か

そういったシステムがあつたりすると非常に、僕の中で言っぱなし感が非常にあるし、あれってその後どうなっているんだろうなというのが、結局変わってないじゃんというのが嫌だなというのは正直なところあって、そこを何とか改善できればなと思っております。

福井会長 : ありがとうございます。この辺、事務局は何かやっていますか。

事務局 : 例えばなんですけれども、先日の中二丁目なんかにつきましては、一度大規模を開催した中で、一応、開発事業でという話があつたので、それでやらせていただいたので、その後の展開というのはある程度御理解いただけたのかなと思います。

そういったことでの情報伝達というのはできるんですけれども、確かにそれ以外の案件でその後どうなったんだということにつきましては、限られた審議会の開催の中ではなかなか困難な状況がありまして、そうすると、オフィシャルな場でそういう報告なりをするというのは、なかなか今の枠組みの中では難しいかなと考えておるんですが、確かに、その後どうなったということについては、気になるというのは、委員さんの責任感から来るものとして当然だと思いますので、ここについては条例とは違う話かもしれないですけれども、運用のところで何かできないかということで検討させていただきたいと思います。

福井会長 : 例えばですけれども、僕が前いて、今、田邊さんがやっている杉並区なんかは、指導した後に回答書が来ます。そういうものは今回あるんですか、国立の場。向こうから返ってくる。

事務局 : 指導書を交付させていただいた場合には、その後の手続において、事業者からの見解書というものを併せて提出いただくようにしておりますので、書類としてはそういったものはあります。

福井会長 : それを我々は見てないので、ちょっとあれですから、審議会があつたときに、過去にやって回答書が来たものについては確認をするとか、場合によっては、年に1回とか2年に1回とかまとめて審議した案件をだ一つと見に行くとかというのはあると思うんです。この審議会自体も、そうやって進化をしていくとか、指導の仕方として、あれではうまくいかなかったよねというフィードバックができるかもしれません。

事務局 : すいません。

福井会長 : どうぞ。

事務局 : 個々に今回この案件を報告しますみたいにするとか、なかなか事務局としても大変というか、やりづらいところがありますので、どこかのタイミングで、例えば、年1回まとめて報告という形のほうが整理はしやすいのかなと思います。

福井会長 : やっぱそれは必要だと思いますので、特に5年間やったというところでスタートアップがおわったところなので、ぜひ振り返ってどうだったのかということは確認しておきたいですね。

西村委員 : そういうので、例えば、高さのことをいろいろ言っているんだったら、結局1回も反映されないよというのだったら、何かやり方を変えないと意味がないですよ。

福井会長 : 今おっしゃったのは大規模の話とか。

西村委員 : 大規模ですね。

福井会長 : ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。どうぞ。

田邊委員 : 今、この条例の制度では、地区まちづくり計画というのを住民の方が策定できるということになっているんですけれども、もう少し小さい場面で、まちづくりに興味を持っている方が愛好者同士が集まるぐらいのレベルで、少し協定みたいなものを組める制度というのはあっていいのかなというふうに思うんですが。練馬区が、おおむね3軒から5軒、5軒から10軒、10軒から20軒というようなかなり小さな単位で協定を組める制度というのを3つか4つ持っているんです。

それぞれでできること、例えば、好きな花を植えましょうとか、できることがそれなりに限られてはいるんですけれども、まちづくりに興味を持っている方々が活動できるとか、少し仲間で集まってこの地区まちづくり計画につながるような予備軍みたいなものがあるところなどで組織されるとか、そういう少し小さな単位のまちづくりができるような仕組みがあると、常にまちづくりに関心を持っている方々とその周辺の住民に接点というのができてくるのかなというふうに思います。

そういうことを通して、先ほどの危機感みたいなものが共有できるといいですし、小さなことでも頑張っている人たちを市が少しサポートできるような制度というのがあっていいかなというふうに思います。

事務局 : 御意見ありがとうございます。

実は、地区まちも少ない人数の単位でできるようにはなっているんですけれども、手続としては結構大がかりになっていまして、まず協議会を立ち上げて、審議会に意見を諮って、計画を立てて審議会にまた意見を、またあるいは市長承認を得るとかということで、小さい単位でできますよと言いながらも、意外と手続としては大きな手続が必要になるので、そういう意味でハードルが高いと考えております。

ですので、今お話にあったようなものがもう少し簡単に、例えば、市の承認だけでできるみたいなそういうものであれば、もう少し利用しやすいのかなと思いますので、その辺りの制度についても勉強していきたいと考えています。

田邊委員 : プロモーション的な問題もあるのかなと思うんですけれども、練馬区のホームページを見ると、一番小さい単位は御近所協定と言っていて、次は小道協定と言っていて、その次の大きさが町並み協定というふうに言っているんですけれども、何となく気軽にやれそうな雰囲気、もちろん手続もそうなんですけれども、できるところからやるというような気運をつくっていくみたいなことも大事なのかなと思います。

福井会長 : ありがとうございます。そういう工夫をしているところはたくさんあるので、ぜひ今後、集めていただいて、まねできるところはまねしたいですね。ありがとうございます。

事務局 : 参考にさせていただいて、勉強させていただきます。

福井会長 : ほかにいかがでしょうか。大川委員。

大川委員 : 前回の中二丁目の案件でもありましたけれども、突き詰めていくと、都市計画あるいは用途地域まで戻って、それがもともと悪いんじゃないかというところまで入っていったしまいますよね。ですから、ここのまちづくり審議会なんですけれども、都市計画の審議

会とか、あるいは、もともとのそういったものをつくっている段階のところと意見交換だとか交流会だとかそういったの、あるいは、そういった意見をフィードバックできるような体制と言いますか、立てつけというのにも必要なんじゃないかなというふうに思います。

具体的な案件が一番説得力があるというのと同じなんですけれども、どうしても広く見ていくと、文章自体も総花的になってきたりとか、そういった書き方になってしまうものが多いと思いますので、具体的な案件で出てきたのをちゃんと反映できるような体制というのをつくっていくのがいいんじゃないかなというふうに思います。

福井会長 : ありがとうございます。基本的には同じ課でやっているんですね。

事務局 : 課としては同じです。

福井会長 : でも、審議会の種類が大分違っていて、扱っているものは違うんですが、都市計画のほうで設定したものが結果的にどういう現象なり課題を引き起こしているかというところは、フィードバックが必要ですね。その辺なんかは都計審ではどうなっているんですか。そもそもあんまり開いてないですね、きっと。

事務局 : そうですね。都計審の開催自体は、もちろん案件があればというところの不定期開催となっておりますので、まちづくり審議会と比べると、開催頻度はかなり低い状況となります。

福井会長 : 都市計画とまちづくりが別々の審議会ですというのは条例上の立てつけなんですけれども、でも、確かにおっしゃるように、それは一体のものでしょうかという話なので、そこは情報共有と課題認識の共有というのはできるような形の何か場があったほうがいいですね。

その辺はいかがですか。事務局として。

事務局 : すいません、建前論で申し訳ないんですけれども、組織としては別組織になってくるので、この場で分かりましたと即答できるようなものではないんですが。

福井会長 : もちろん、それはないですけど。

事務局 : 一旦、御意見としていただいております。

福井会長 : どうぞ。

西村委員 : 都市計画のほうは政治の問題じゃないですか、どっちかという。力関係とか。まちづくりのほうは感情の問題だから、それってこっちのまちづくりの問題を伝えて、政治のほうをどうにかしてもらって流れなんだと思うんですね。

だから、まちづくり審議会のほうから、こんなことが都市計画で起きているよというのをきちんと報告して、それをしかるべき人たちがくみ上げられるような仕組みをつくらなければいいんじゃないですかね。交流というより、そういうのが。

福井会長 : すいません。言い方がちょっと、交流というよりは情報共有と伝えたいんじゃないかな。何が国立で起こっているかということについて、認識を一緒にしておきたいということだと思うので、それが制度上どうかというのはいろいろなものがあると思うんですけれども、情報は共有できるものだと思うので、それはちゃんとやっておかなきゃいけないというのは、多分、そうじゃないかと思います。そこでできる範囲のことを考えていただくということですね。ありがとうございました。

ほかいかがでしょうか。鶴田委員、お願いします。

鶴田委員 : もう既に重ねての意見なのであれなんですけれども、まちづくりのことはどういうふうにしたいのかというのは、市民の方から声が上がらないといけないと思っております。そのことについて、審議会としてこうしたらいいよとか、市がこうしたらいいよということではありませので、一般市民の方の責任と言うと少し違いますが、声を上げていただく必要があるかなと思っております。

そのための地区まちづくり協議会の制度については、ほかの市から見ても随分認定が緩いというか、組みやすい制度にはなっているのかなと思いますので、その点を1つ御指摘したいのと、あとは、ただ、実際に協議会ができるまでにどんなフォローがあるのかとか、協議会ができれば、そういう志を持った方にはきちんとアドバイザーなりがつかないといけないと思いますので、そういった紹介の制度は私も必ず必要かなとは思いました。それが1つお話ししたかったことです。

もう一つ、ちょっと瑣末なことなんですけれども。調整会の打ち切りのこと、少しメモにもありますけれども、調整会の場で実際にいる者が判断をさせていただくというのが、この審議会の場に持ってきて御報告をさせていただいて、皆さん打ち切りでいいですかと言われても、問われたほうはなかなか難しいということがありますのと、調整会の場で少し混乱を招くかなというのは私の実感としては持っておりますので、その点は少し御検討いただいたほうがいいかなと思いました。

福井会長 : ありがとうございます。

2点御指摘ということで、1つ目は、割といい制度があるんだけど、使えてないので、ちゃんとつくらなきゃねという、この制度の活用については少し検討していただきたいという話ですね。

もう一点は、私も調整会の会長は5件中4件はやったと思うんですけれども、打ち切るときに、打ち切りますと言うんだけど、最終的には審議会で決めますと言うのが、すごく言った後に気持ちが悪い。終わりなの、終わりじゃないのというのがあるので、それはその場で判断して、ここには報告事項としたほうがいいですし、もしこれで、ここで打ち切りですと言ってきたんだけど、ここであんまり手が挙がらなくて、続けろと言われたときに、どうすればいいんだろうということはあるので、それは制度的にはもう少し何とかしていただけたらと思います。

西村委員 : 打ち切りのときって、大体要望しようがないなということで終わるじゃないですか。打ち切りの同意を取るというか、どっちかがやりたいと言っているのに打ち切りますと言うことってあり得ます？

福井会長 : 初回がそうでしたかね。違う。初回じゃないです。

西村委員 : 逆に、そういうのだけ審議会に上げるとしたらどうかなと思って。要は、大体、やっていると、もうこれお互い言うことは言ったけれども、合意形成にならないよねという雰囲気になるので、なったときはその場で判断でいい気がするんだけど、どっちかがやりたいと言っているのを打ち切るというのを、そこの調整委員だけで判断すると、いいものなんですか。そこが……。

福井会長 : どうぞ。

大川委員：調整会というのが、今、西村委員が言ったように、調整会と言いながら、双方の意見を聞いて、すり合わせができるかどうかの調整をしているだけなんです。だから調整会なんでしょうけれども。ですから、それはまちづくりの委員がただ意見を聞いて、歩み寄りができなかつたら打ち切りますというやつだったら、別に委員がやらなくても、もっと第三者的な方がやってもいいんじゃないかなという気もします。

逆に、委員がやるんだったら、委員会の答申がありますから、それに対する意見というのをちゃんと言って、それに合わないようだったら、こういう答申が出ていますので、それに合うようなことというのはできませんかという形で調整をしていくというようなこととができないかなと思います。意見が言えない調整会でしたら、本当に、裁判官じゃないけれども、誰がやってもいいんじゃないかなという気がしています。

すごく聞いていて誤解があると思うのは、市民の方々は、本当に調整をしてくれるんじゃないかという気持ちで来ているんですよね。だから、意見が違ったら打ち切りますというのは、非常に反感を持っているんじゃないかなというふうに思います。

ですから、この調整会という名前がいいのかちょっと分からないんですけども、その辺の立てつけもちょっと考えたほうがいいのかなという気がします。

福井会長：そうですね。調整会、すごく気が重いです。毎回。お互いにハッピーにならないことが多くて。今日の1件目はハッピーで終わりましたけれども、基本的……。

大川委員：すいません。1件目のやつのどこのどなたがやったか分からないですけども、その方が調整会で手を挙げたら、西側の2戸低くしたんですよね。同じ状況の人たちはもっといるわけです。もしそれが悪いんだったら、全部削らなきゃいけないみたいな話になるわけですよね。じゃあ、言った者勝ちなのみたいな話というのはあるわけですよね。

あの日影図を見ると、もっとこっち側といいますか、東側、西側のほうも、同じ日影状況なのに、そっち側は意見が出てきてないから、しなかったんですねという、これは両方で調整したからいいのかもしれないですけども、腑に落ちないところが実はありました。そういうこともあるのかな。ちょっとそういう不完全燃焼的なところはあります。

福井会長：あまり個別の話をここでできないんですが、いろいろ思うところはやっぱりありますね。

提案をしたいんですね。今回、2点目とかで言うと、なぜ、高さを下げるという手法の話になるんですけども、何を達成したいのかというところを本当は聞いて、その方法として、高さを下げる以外の方法はないかという提案をすることはできるんですけども、これまでで言うと、そういう話になっていかない。それがとってもつらいというか。提案をするということができないような対立まで持ち込まれてしまっているところで、我々が入っていくというところの難しさも感じています。

西村委員：調整会の、今、調整会って、この間事務局に確認したんですけども、調整会を開きたいですと言ったらやらなきゃいけないんですよ。何か調整会の開催要件じゃないですけども、双方何回、取りあえずこういう協議をしたのかとか、こういう資料はちゃんと渡っているのかとか、そういうのをちゃんとやった上で出てきてもらえば、前回なんかは要らない調整会。

そういうのを書面でやった上で会に上げて、会に上げたときは、大川委員がおっしゃったように、きちんと調整委員側から、だったらこうすべきじゃないかというある程度

提示ができる状態になったほうが意味があるんじゃないかと思って。翻訳みたいな作業に今はなってしまうので、それは事前にやれますよねと思うんですけど。

福井会長 : なので、調整会は本当に、請求する側からすると、建築差止めの仮処分請求みたいなそんなイメージですよ。きっと。

西村委員 : みんなそういうイメージで多分出している。でも、そんなこと……。

福井会長 : できないですからね。制度として、十分に知識が分かりづらい仕組みであるというのは間違いないと思います。

5回やって、あんまりいい結果が出てないというのも含めてですけれども、本当に実効的にこれはうまくいっているのかなというところはあると思います。

西村委員 : 会自体も、必ず両方の当事者がいる場で話をしなきゃいけないので、一方だけとちゃんと話ができれば、向こうが言っていることはこういう意味ですよというのもしちゃんと説明できるんですけども、両方の当事者がいるからそれができなくて、それはすごくオープン、公平にしようとしているがゆえに、本当の調整ができない。そこも1つの問題だと思います。両方とやればいいんだと思うんです。そういうこともできないのかなと。

福井会長 : 別途、事情聴取じゃないですけども、ヒアリングをして、その上でという話ですね。そういう制度もあるかもしれません。

どうぞ。

鶴田委員 : 私は調整会はまだ2回ですけども、調整会の役割は、当事者同士ではお話がおかしくなっているとか、こじれていること、誤解があったり感情的なしこりがあったりというそういう問題を少しほぐしていくという意味では、調整会でも、妥結には至らなくても、私は意味はあるのかなと思っております。そういう手続としての調整会というのもいいのかなと思っているところはございます。

あとは、実施の仕方、片方ずつお話を聞くと、裁判所でやる調停なんかは、その場で面と向かってお話しできませんので、普通は調整委員が片方ずつお話を聞いて、妥結に持っていくように徐々に伝えていくというやり方でやりますので、やり方は一つ、市での手続になじむのかというのはありますが、やり方としてはあるかなとは思いますが。

福井会長 : ありがとうございます。ただ、手続がとても、複数回になっていくので、すごく長くなる会になってしまう可能性がある。この辺はなかなか難しい話。

予定していた時間を過ぎてまいりましたけれども、もう1回やりまし、改めて別途メール等でもいただけたらと思いますけれども、大体今日のところはよろしいですか。また思い出された、あるいは、今日のことを持って帰えられてまた思い出したことがあれば、私のほうにということで、次回もありますけれども。それで、メール等でよろしいですね。も含めてということで。

事務局 : はい。例えば、諮問なんかをメールでやり取りしてしまうと、議論の過程が不透明だということで、後々疑義が生ずるということがございますけれども、本件につきましては、委員の皆様が自主的にまとめるということでございますので、そういったこともないかと思っております。

福井会長 : ということで、後で思いついたことはメール等で答えていただければと思います。締切りとかありますか。

- 事務局 : その辺りにつきましても、改めて……。
- 事務局 : そうですね。条例改正の先ほどの時期お話をさせてもらいましたけれども、そういったところで行くと、遅くとも9月末ぐらいまでに整理していただかないと改正に間に合わないということになりますので、そこは1つ期限になるのかなと思います。
- 福井会長 : そうすると、皆さんからの御意見としては、夏休みの宿題ぐらい、お盆休みとかまでぐらいにくださいという話ですね。
- 事務局 : 早めに今日の意見を一旦まとめてもらって、どこまでできるか分からない。順次になるかもしれないですけども、追加の資料があれば、またお送りさせてもらって、意見をもらった中で、事務局として整理をさせていただきたいと考えております。
- 福井会長 : 分かりました。ということで、継続的に少し議論したいと思いますが、思いついたことはメールをいただきたいということでございます。
- 今日のところはこれでひとまずということでございます。ありがとうございました。
- 以上で、議題3の「まちづくり審議会の運営について」を終わります。
- 続きまして、議題4「その他」になりますが、事務局のほうから何かございますでしょうか。
- 事務局 : 委員の皆様の任期について御案内をさせていただきます。
- まちづくり審議会の任期につきましては2年となっております、今年の9月で満了となります。必要に応じて更新は可能となっておりますけれども、原則6年までという形となっております。当審議会、まちづくり条例の施行と同じ平成28年10月からスタートしております、当初からの委員につきましては、基本的には今回までの任期となっております。その他の委員につきましては更新が可能となっておりますが、この件につきましては、また個別に御連絡をさせていただきたいと考えております。
- 事務局からは以上です。
- 福井会長 : ありがとうございました。委員の任期については、我々の任期は今年9月までということで、更新は可能ですけれども、当初、立ち上げときのメンバーの方については、市の決まりとして、原則今回限りですということでございました。個別に御連絡いただくということで、それを待つということにしたいと思います。
- そうなりますと、今日の審議会のまとめの話は、6年間お務めいただいたところについて振り返りといいますか、先につなげるということで非常に重要な話になってまいりますので、このメンバーがいらっしゃる任期の間に、もう一回審議会を開かせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。それでよろしいですね。
- 事務局 : はい、結構でございます。
- 福井会長 : そのほか皆様から何かございますか。よろしいでしょうか。
- では、すいません、予定の時間を過ぎてしまいましたけれども、本日の議事はこれで全て終了いたしましたので、これをもちまして閉会といたします。本日はどうもありがとうございました。

(午後8時45分) 以上